

空き家に関する支援制度一覧

市町村名:長野原町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	助成	長野原町移住者等向け住宅 改修等助成金交付事業	・助成対象となる住宅等は、原則として長野原町空き家バンクに登録されている住宅等(専用住宅、併用住宅、店舗、事務所)とし、助成を受けようとする移住者等が町内で移住等の用に供する住宅等とする。 ・助成対象となる工事は、町内施工業者により、助成対象となる住宅等に施工される修繕工事及び模様替え工事に揚げるものうち、助成金交付決定後に着手した工事とする。	①助成金の対象となる工事の完了後、移住等により継続して2年以上当該建物を使用すること。 ②移住者等が住民登録をしている市町村において納付すべき市町村税、その他の市町村に対する債務に遅滞がないこと。 ③移住者等と同一世帯に属する者が、当該住宅等に移住等する見込みであること。 ④増改築等工事について、本町の他の補助金や助成金等の交付を受けていないこと。 ⑤当該住宅等の所有者及び貸し主。	助成対象となる工事に要する額の2分の1(限度額20万円)			工事着工前		企画政策課	0279-82-2229	https://www.town.naganohara.gunma.jp/	
空き家の活用支援事業	助成	長野原町家財等処分費助成 金交付事業	・助成対象となる住宅等(専用住宅、併用住宅、店舗、事務所)は、長野原町空き家バンクに登録されている建物で、賃貸又は売買契約が締結されたもの、或いは締結見込みのもの。 ・助成対象となる費用は、廃棄物処理業者等への処分委託費用、家財運搬のためのレンタカーに係る費用、西吾妻環境衛生センターにおける廃棄物処分に係る費用等とする。	①家財を処分しようとする建物の所有者等。 ②継続して町内に1年以上住民登録をしていること。 ③助成の対象となる建築物の所有者等、及び所有者等と同一世帯に属する者全員が納付すべき町税、その他の町に対する債務に遅滞がないこと。	助成対象となる家財処分に要する額の2分の1(限度額10万円)			工事着工前		企画政策課	0279-82-2229	https://www.town.naganohara.gunma.jp/	